

排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト（概要）

1. 目的

- ・汚染者負担の原則により、廃棄物処理法上、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任を有している（**排出事業者責任**）。
- ・処理業者に処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任がある。この場合、廃棄物処理市場の特性から、価格が少しでも安い処理業者に委託をする動機付けが働きやすい。しかし、**適正な処理には、相応の費用**がかかる。
- ・不適正な処理を行う処理業者に委託していたことが明らかになれば、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として**社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要**がある。
- ・そこで、産業廃棄物の排出事業者には、排出事業者責任に基づく必要な措置の適正な実施に取り組んで頂く必要があることから、廃棄物処理法の下で講ずべき措置を整理する。

2. チェックリストの内容

時点	チェック内容
排出時	・廃棄物該当性 ・廃棄物の分別（産廃か一廃か、産業廃棄物の種類 など） など
保管	・保管基準の遵守（囲いや掲示板の設置、飛散・流出・地下浸透等防止措置 など）
委託処理 【廃棄物引渡し前】	・委託先の要件（許可の有無、優良認定の考慮） ・委託基準の遵守（適正な委託契約の内容、適正な対価、添付書面など）
【廃棄物引渡し時】	・紙マニフェストの適正な交付（交付状況や記載事項など）又は電子マニフェストの適正な登録
【廃棄物引渡し後】	・処理状況の確認（実地確認、情報確認など）
【処理終了時】	・紙マニフェスト又は電子マニフェストの適正な確認（処理終了確認や記載事項など）
その他	・自己処理（施設許可、帳簿等） ・多量排出事業者（計画書や報告書） など